

# 路上喫煙の防止に関する 条例素案にご意見を

鎌倉市では、快適な生活環境の向上を目指してさまざまな施策を進めてきました。しかし、駅周辺など人通りの多いところで、歩行喫煙による火傷やたばこのにおいや煙による不快感、吸い殻の散乱などさまざまな問題が指摘されていることから、このたび「(仮称) 路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、喫煙者へ喫煙ルールの遵守を求めていきたいと考え、その条例素案を作成しました。

次ページ以降の素案をご覧ください、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

## 条例素案のポイント

### ●市民等の責務

市民等は、路上喫煙をしないよう努めることとします。

### ●路上喫煙禁止区域の設定

駅周辺など、特に人通りの多い場所を路上喫煙禁止区域に指定し、禁止区域内での喫煙を禁止します。

### ●罰 則

路上喫煙禁止区域内で喫煙し、指導、命令に従わなかったときには、2,000 円以下の過料を科すこととします。



## 意見募集期間

平成 20 年 5 月 15 日(木)～平成 20 年 6 月 16 日(月) 必着

## 意見提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メールでご提出ください。

持参・郵送・・・鎌倉市環境部環境保全推進課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

ファックス・・・0467-23-8700 (あて名を環境保全推進課としてください)

電子メール・・・bika@city.kamakura.kanagawa.jp

※ 意見書の形式は問いませんが、必ず住所、氏名をご記入ください。

## そ の 他

- いただいたご意見とそれに対する鎌倉市の考えは、平成 20 年 7 月上旬ごろ公表します。
- ご意見は、住所・氏名の個人情報を除き、公開させていただく場合があります。
- ご意見に対する個別の回答はいたしません。

問い合わせ先：鎌倉市環境部環境保全推進課 Tel.0467-61-3443

# (仮称) 鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例素案について

## はじめに

近年、歩きたばこによる火傷や服のこげ、煙やにおいによる不快感などの歩行喫煙についてさまざまな問題が指摘されていることから、鎌倉市では、昨年12月に3,000人の市民の皆様を対象とするアンケート調査を実施したところ、多くの方からマナー啓発だけではなく、新たな規制が必要というご回答をいただきました。

そこで、このたびマナーからルールへの取組として路上喫煙防止に関する条例素案をまとめました。

## 1 条例の目的

路上での喫煙を防止して、歩きたばこによる火傷などの危険や煙・においによる不快感のない快適な環境を保つことを目的とします。

## 2 この条例で使用する言葉の意義

- (1) 路上喫煙 道路、公園、広場などの屋外の公共の場所で喫煙することや、火のついたたばこを持つことをいいます。
- (2) 市民等 市内にお住まいの方、観光で鎌倉に来られている方、市内にお勤めの方、通学をしている方、市内を通過する方をいいます。



## 3 市の責務

鎌倉市は、市民等への啓発、路上喫煙を防止するための総合的な施策を実施します。

## 4 市民等と事業者の責務

市民等は、路上喫煙をしないよう努めます。

市民等と事業者の皆様には、市が実施する施策にご協力いただきます。

## 5 路上喫煙禁止区域の指定

市長は、市民等の健康の保持や財産の安全を確保し、快適に暮らせる生活環境を保つために、特に路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することとします。

禁止区域を指定したときは、その旨を告示し、その場所を市民等にわかるような方法で周知します。また、区域を変更したり、解除するときにも同様とします。

## 6 路上喫煙禁止区域での喫煙の禁止

市民等は路上喫煙禁止区域では路上喫煙をしてはいけません。ただし、市長が指定する場所（特別に喫煙所として灰皿などを設置して指定する場所）では、喫煙できます。

## 7 指 導

路上喫煙禁止区域で路上喫煙をしている人に対し、路上喫煙をやめるよう口頭で指導します。

## 8 命 令

上記の指導に従わない場合には、路上喫煙をやめるよう文書で命令します。

## 9 罰 則

上記の命令にも従わない場合には、過料 2,000 円を徴収します。

## 10 施行期日

この条例は、成立してから十分な周知期間を置いて施行します。

路上喫煙禁止区域の  
イメージ標示

路上喫煙禁止区域



## そ の 他

※ 条例素案中3，4の市の実施する施策や市民等と事業者の皆様をお願いする例として、次のようなことを考えています。

市	市民等	事業者
<ul style="list-style-type: none"><li>・路上喫煙を防止するために指導員を配置します。</li><li>・路上喫煙禁止区域に標示板を設置します。</li><li>・市民等への啓発キャンペーンを実施します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治会・町内会に、地域の広報板等へ路上喫煙の防止に関する周知ポスターの掲示をお願いします。</li><li>・自治会・町内会の皆さんに路上喫煙の防止に関するキャンペーンにご参加をお願いします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・駅構内や乗り物の中、店内での路上喫煙の防止に関する呼びかけ放送をお願いします。</li><li>・路上喫煙の防止に関するポスター掲示やキャンペーン参加にご協力をお願いします。</li><li>・道路沿いの商店で灰皿を設置するときには、道路を通行する人の迷惑にならないようご協力をお願いします。</li></ul>